

第2 安全で安心な食品の生産及び供給

1 食品の衛生管理の推進

第15条 道は、食品（生産過程にある物を含む。）の衛生管理の向上を図るため、生産者等に対する普及啓発、技術的助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（施策の目標）

農産物の生産、食品の製造・加工段階におけるGAPの導入やHACCPに沿った衛生管理の導入、卸売市場での品質管理の向上など、フードチェーン全般にわたる自主衛生管理の推進を図ります。

【施策の実施状況】

● 生産段階における衛生管理の推進

- 農業における食の安全・安心の確保・強化のほか、環境保全や労働安全等の持続可能性を確保するため、産地における国際水準のGAPの実施や認証取得の拡大に向けて、指導者の育成確保や推進体制の整備などの取組を促進します。

・ 農業者向け研修会の開催、指導者の育成による指導体制の整備、農業者等のGAP認証取得費用の支援、東京オリパラでGAP認証農産物等の使用に向けたPR活動を行い、国際水準GAPの認証農場数が増加（H30（2018）年：234→R3（2021）年：316）したほか、東京オリパラ選手村に16品目の道産食材を供給しました。（食品政策課）

- 畜産農場に対して、飼養衛生管理基準の遵守について指導を行い、家畜生産における衛生管理の徹底を促進します。

・ 飼養衛生管理指導等計画を作成し、家畜及び家きんを飼養する農場に対し、飼養衛生管理基準の徹底について指導を行いました。（畜産振興課）

- 水産物において、EU等の輸出基準を満たす水揚等の導入など産地段階での衛生管理対策の促進を図ります。

・ 水産物について、「北海道産地市場衛生管理マニュアル」に基づき、産地漁協における荷捌施設等の自主的な衛生管理意識の向上に努めました。
・ 「産地市場衛生管理高度化点検」を計画的に実施し、産地市場の衛生管理の向上に努めました。

● 製造・加工、流通・販売段階における衛生管理の推進

- 食品関係施設の立入検査や講習会等の際に、原材料や最終製品の自主検査、食品の製造販売等に係る記録の作成・保存など、自主衛生管理の徹底について指導します。

・ 施設への立ち入りを行った際、自主検査の実施やHACCPに沿った衛生管理の取組を確認するとともに、自主衛生管理の推進に努めるよう啓発しました。（食品衛生課）

- 食品の製造加工施設や販売店（バックヤード）、大量調理施設においてH A C C Pに沿った衛生管理の導入が円滑に図られるよう、食品等事業者の自主衛生管理の取組を促進します。

- ・ 施設への立ち入りを行った際、自主検査の実施やH A C C Pに沿った衛生管理の取組を確認するとともに、自主衛生管理の推進に努めるよう啓発しました。（食品衛生課）

- 各種広報媒体や道立保健所における各種研修会などを活用して、自主衛生管理認証制度の周知・普及の推進に取り組むとともに、認証審査会の審査を経て認証された事業者を道のホームページで紹介します。

- ・ 食の安全性確保等に関する機関誌やガイドブックを作成し、ホームページへの掲載のほか、消費者等への配付により、制度を周知・普及しました。（食品衛生課）
- ・ 認証された事業者をホームページで紹介し、消費者等へ情報提供を行いました。（食品衛生課）

- 食品関係事業者自らが食品衛生指導員となって実施する巡回指導活動を支援します。

- ・ 関係団体が実施する巡回指導活動に保健所職員が同行し、必要な指導を行うなどの支援を行いました。（食品衛生課）

- 道総研食品加工研究センターで、H A C C Pに沿った衛生管理の導入が促進されるよう、食品企業の製造現場における微生物の取扱いや衛生管理、品質管理等の基礎的技術に関する講習会の開催、企業等からの依頼に基づき研究職員を現地に派遣して行う技術指導、電話等による技術相談の対応を実施します。

- ・ 道総研産業技術環境研究本部食品加工研究センターにおいて、微生物の取扱いや衛生管理、品質管理等の基礎的技術に関する食品微生物管理技術講習会を開催し、初心者を対象にH A C C Pの講義や実習を含む3日間の食品微生物管理技術講習会を年1回開催し、食品企業等の品質・衛生管理の向上に努めました。（科学技術振興課）
- ・ 道総研産業技術環境研究本部食品加工研究センターにおいて、現地技術指導を実施し、衛生管理に関する現地技術指導を毎年10～20件程度実施し、食品企業の製造現場における課題解決に努めました。（科学技術振興課）
- ・ 道総研産業技術環境研究本部食品加工研究センターでは、平成31（令和元・2019）年度 60件、2（2020）年度 59件、3（2021）年度 67件の技術相談を実施しました。（科学技術振興課）

- 道立オホーツク圏・十勝圏地域食品加工技術センターにおいて、食品の衛生管理や品質管理等に関する技術講習会等や技術指導・相談を行い、食品関係事業者の取組を技術面で支援します。

- ・ 道立オホーツク圏及び十勝圏地域食品加工技術センターの管理運営や試験研究等を支援するとともに、地域経済の活性化を図るため、技術普及講習会及びセミナー等を開催しました。また、R3（2021）年度はオホーツクで372件の技術相談対応、26企業の現地指導、十勝で595件の技術相談対応、71企業の現地指導を行いました。（食産業振興課）

- 輸出先のHACCP基準を満たす閉鎖型施設や、品質管理認証の取得に必要な衛生設備等、高度な衛生管理に資する卸売市場施設の整備等に対して支援します。

- ・ 輸出先国・地域の規制に対応した施設及び体制の整備を支援しました。(食品政策課)
- ・ 卸売市場開設者等が行う施設整備において、国の補助事業の活用を支援し、卸売市場施設における品質・衛生管理対策の促進を図りました。(中小企業課)

【指標の達成状況】

指 標	年 度					目 標 値	目 標 比
	現状値	30	31・元	2	3		
9 国際水準GAP (JGAP・ASIAGAP) の認証農場数	234農場 (H30年度)	—	289農場	339農場	339農場	390農場 (R6年度)	81% 概ね達成
10 北海道HACCP自主衛生管理認証制度による認証施設数(累計)	191施設 (H29年度)	226施設	265施設	307施設	359施設	450施設 (R7年度)	80% 概ね達成

※指標10は、令和3(2021)年6月の法改正により、導入施設数の考え方を変更。

【今後の課題】

- ・ 農産物の生産、食品の製造・加工段階におけるGAPの導入やHACCPに沿った衛生管理の導入、卸売市場での品質管理の向上などのためには、引き続き、フードチェーン全般にわたる自主衛生管理の推進を図ることが必要です。(食品政策課、畜産振興課、食品衛生課、水産経営課、科学技術振興課、食産業振興課)
- ・ 国は、令和4(2022)年3月8日に「我が国における国際水準GAPの推進方策」を策定し、「令和12(2030)年までにほぼ全ての産地で国際水準GAPが実施されるよう、現場での効果的な指導方法の確立や産地単位での導入を推進」することとしており、道としても道内の全ての生産現場における国際水準GAPの実践に向けた取組が必要です。(食品政策課)
- ・ 輸出に取り組む事業者の衛生管理基準の普及を図るため、引き続き輸出先国・地域の規制に対応した施設及び体制の整備の支援が必要です。(食品政策課)
- ・ 引き続き、卸売市場開設者等に対し、品質・衛生管理高度化指針の策定を促し、施設整備における国の交付金の活用を支援していくことが必要です。(中小企業課)

2 農産物等の安全及び安心の確保

第16条 道は、クリーン農業（化学肥料及び化学的に合成された農薬の使用を節減する等環境への負荷を低減させる農業をいう。）及び有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に規定する有機農業をいう。）を推進するため、技術の開発及びその成果の普及、これらの農業を行う者に対する流通、販売等に係る支援、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第17条 道は、遺伝子組換え作物（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等であって、作物その他の栽培される植物であるものをいう。以下この条において同じ。）の栽培等に起因する遺伝子組換え作物と他の作物との交雑及び遺伝子組換え作物の他の作物への混入の防止に関し必要な措置を講ずるものとする。

第18条 道は、家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止を図るため、家畜伝染病の検査及び監視、防疫の体制の整備、技術開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

（1）クリーン農業及び有機農業の推進

ア クリーン農業の推進

（施策の目標）

消費者や流通業者などと連携しながら、YES!clean農産物やクリーン農業技術を活用して生産された農産物の安定生産と流通促進を図り、全道にクリーン農業の取組を広めていきます。

【施策の実施状況】

● クリーン農業技術の開発と普及

- 道総研と連携しながら、高度クリーン農業技術など化学合成農薬や化学肥料の使用の一層の削減に向けた技術開発を推進します。

・ 道総研農業研究本部と連携し、クリーン農業を支える化学肥料や化学合成農薬の使用を削減する栽培技術等の開発に取り組み、これまでに417件の栽培技術を開発しました（うちR元（2019）年度以降の開発技術は11件）。（食品政策課）

- 農業者がクリーン農業を円滑に導入できるよう技術資料の作成・配付、関係団体と連携した研修会の開催、北海道病害虫防除所から高精度な病害虫発生予察情報の提供、また、地域ぐるみで取り組む地域に対し、現地実証や統一した栽培基準づくり等へ支援するなど、クリーン農業技術の普及を推進します。

・ 農業者がクリーン農業を円滑に導入できるよう「北海道施肥ガイド2020」を策定するとともに、北海道クリーン農業推進協議会と連携した北海道クリーン農業セミナーや農業改良普及センターによる実証ほの設置及び技術検討会を開催しました。（食品政策課）

・道内でクリーン農業に取り組み始めたH3（1991）年度に比べ、単位面積当たりの主要肥料・農薬の出荷量が減少（主要肥料▲42.3%、農薬▲48.7%）しました。（食品政策課）

○ 生産現場での高度クリーン農業の導入を促進していくため、国の環境保全型農業直接支払交付金を活用して、重点的な普及を推進します。

・各市町村に対し、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、高度クリーン農業技術の普及に努めました。現在、83市町村で環境保全型農業直接支払交付金を活用しています。（食品政策課）

● クリーン農産物の生産・流通・消費の拡大

○ 北海道クリーン農業推進協議会などと連携し、YES!clean表示制度の新規の登録生産集団に対する栽培基準づくりへの支援や技術指導、登録生産集団に対する栽培技術の向上に向けた技術指導に取り組むことにより、生産の拡大を推進します。

・北海道クリーン農業推進協議会と連携した現地説明会を開催するとともに市町村やJAに赴いての導入奨励を図ったほか、農業改良普及センターによる指導・助言を実施しました。YES!clean農産物作付面積は減少傾向で推移しています。（食品政策課）

○ 北海道クリーン農業イメージキャラクター「ハタケダ博士&クリーんだね」の活用や、産地・消費者・流通業者等に向けたセミナーの開催などによりYES!clean表示制度を普及啓発するとともに、店頭で販売する商品にYES!cleanマークを表示しやすい品目を重点に位置付けた量販店等での販売促進活動や、加工食品のYES!clean表示の取組拡大に向けた食品加工業者へのPR活動などにより、流通・消費の拡大を推進します。

・イメージキャラクターの着ぐるみや普及啓発DVD等を活用し、パネル展や出前講座等で消費者へのPR活動を実施するとともに、クリーン農業への理解を深めた方を会員とするYES!cleanサポーター制度を創設しました（令和元（2019）年度）。また、北海道クリーン農業推進協議会と連携して、北海道クリーン農業セミナーを開催するとともに、流通・食品加工業者にYES!clean農産物の取扱いや活用を働きかけたほか、販促資材を提供しました。

なお、YES!cleanサポーターは増加（R元（2019）年度：ゼロ→R3（2021）年度：689）しました。（食品政策課）

● クリーン農業への理解促進

○ 温室効果ガス発生抑制や生物多様性保全などクリーン農業が環境保全に果たす役割について、消費者等への出前講座や水田での生きもの調査などにより、道民に発信します。

・高校等を対象とした出前講座等の実施、北海道クリーン農業推進協議会と連携した親子を対象とした生きもの調査などを実施し、その結果をホームページなどで発信しました。
・クリーン農業への理解を深めた方を会員とするYES!cleanサポーター制度を創設しました（再掲）。（食品政策課）

● クリーン農業を推進するための農業生産基盤の整備

○ 家畜排せつ物処理施設の整備や農地の排水改良、土層改良などの基盤整備を進めます。

- ・ 国の事業などを活用しながら、使用規模に応じた堆肥舎などの施設整備を促進しました。(畜産振興課)

【指標の達成状況】

指 標	年 度	現状値	年 度			目標値	目標比
			30	31・元	2		
11 YES!clean農産物作付面積		17,734ha (H30年度)	17,734ha	17,424ha	16,804ha	16,190ha	20,000ha (R6年度) 概ね達成

※指標11の目標値は、令和2（2020）年に策定した第7期北海道クリーン農業推進計画の指標。

【今後の課題】

- ・ ゼロカーボン北海道への寄与やSDGsの目標達成に資することが益々重要となる中、地球温暖化により新たな病害虫が発生した影響などにより、YES!clean農産物の作付面積が減少しています。
- ・ 国は、令和3（2021）年に食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するみどりの食料システム戦略を策定し、2050年までに持続可能な食料システムの構築を目指して環境負荷軽減の取組を推進しており、道としても国の戦略を踏まえ、本道農業が持続的に発展し、我が国最大の食料供給地域として食料自給率の向上に寄与し、国民の食を支える役割を果たしていけるよう、引き続き、クリーン農業の取組を広めていくことが必要です。(食品政策課)

イ 有機農業の推進

（施策の目標）

生産面では、有機農業への参入がしやすくなり、経営が安定的に継続していくこと、消費面では、有機農業に対する消費者の理解が広がり、有機農産物等に対するニーズが拡大していくことを目標に環境保全型農業を先導する有機農業を推進します。

【施策の実施状況】

<生産面>

● 有機農業技術の開発・普及

- 道総研と連携し、病害虫に強い品種の開発や緑肥等による地力窒素向上技術、総合的病害虫・雑草管理（IPM）技術の体系化等を進めます。

- ・ 道総研農業研究本部と連携し、有機農業技術の開発普及を進め、有機農業に係る31の技術を開発しました。(食品政策課)

- 有機農業を行おうとする者が有機農業に関する技術及び知識を習得できるよう、農業改良普及センター等による営農指導や情報提供の充実に努めます。

- ・ 農業改良普及センターの有機担当主査の活動を通じ、営農指導・情報提供を実施しました。(食品政策課)

● 有機農業への参入・定着の促進

- スムーズな参入が促進されるよう、実例も踏まえ経営指標などの有機農業経営に係る実践的な情報を整理し提供します。

・ 有機農業経営に係る主要作物の経営指標（平成31（2020）年度）を作成し、ホームページへの掲載などを通じて、生産者等に情報提供しました。（食品政策課）

- 道立農業大学校等の担い手育成機関等と連携し、新規就農希望者や後継者に対し、有機農業に関する講義を実施するなど、有機農業に対する理解が広がるよう取り組みます。

・ 農業大学校や酪農学園大学において、有機農業に関する講義を実施し、学生等への有機農業への理解醸成を図りました。（食品政策課）

- 各（総合）振興局単位での有機農業者等による情報交換や研修活動、PR販売会といった消費者との交流など、ネットワーク活動の充実を促進するとともに、全道的な交流会の実施などを通して、有機農業者等の地域を越えた交流を促進します。

・ 振興局単位で有機農業ネットワーク主催の販売会等を実施するとともに、年に1度、有機農業者等の全道交流会を実施し、有機農業者間のネットワーク強化や情報の共有を実施しました。

- 有機農業の推進に関する国の各種支援制度の情報を分かりやすく提供すること等により、その効果的な活用を促進します。

・ 道ホームページにおいて、有機農業に関する支援制度を情報提供しました。

● 有機農業を核とした新たな展開

- 有機農業を志す移住希望者を積極的に受け入れ、移住・定住施策や農村活性化に活かそうとする地域と連携し、その取組を促進します。

・ 農業者において有機農業就農希望者を受け入れるため、地域の有機農業ネットワークを活用した受入体制を構築しました。

- 有機農産物等を活用した加工・販売等の6次産業化や、有機農業の意義や有機農産物等の価値を伝える食育の取組を促進します。

・ 全道交流会などを活用し有機農業者に対する情報提供をし、eコマースに対する理解醸成を図りました。
・ 道主催の有機食材を活用した親子料理教室を実施し、消費者の有機農業への理解醸成を図りました。

<消費面>

● 販路の確保

- 有機農業の意義や生産地、生産技術などの情報を、幅広い関係事業者に発信します。

・ 有機農業に関する様々な情報をホームページやメールマガジン、SNSで発信することにより、有機農業への理解醸成を図りました。

- 有機農産物等の安定的な販路を確保するため、生産者と流通・販売事業者等の商談の場の提供など、効果的なマッチングを促進します。

・ 有機農業者に関する情報をホームページに掲載することを通じ、流通・販売事業者とのマッチングの場を提供しました。

- 量販店と連携し、店頭での販売を促進し、需要喚起に取り組みます。

・ コープやイオンなど量販店の協力を得て、オーガニックコーナーを設置するなど、需要喚起に取り組みました。

● 理解の醸成

- 道のホームページや啓発資料等を活用し、有機農業に関する情報や多様な価値等について道内外に発信します。

・ 道ホームページにおける情報発信により、有機農業への理解醸成を図りました。

- 有機農業に対する消費者の理解を深めてもらうため、有機農産物等のPR販売会や農作業体験といったイベントの実施を促進し、生産者と消費者の交流を広げます。

・ 道主催の親子料理教室や、道議会食堂における有機メニューの提供（令和4年（2022年））を実施し、有機農業への理解醸成を図りました。

【指標の達成状況】

指 標	年 度					目 標 値	目 標 比
	現状値	30	31・元	2	3		
12 有機農業の取組面積	4,064ha (H29年度)	4,323ha	3,836ha	4,817ha	未	11,000ha	44% 進捗に遅れ

※指標12の目標値は、令和2年に策定した第7期北海道クリーン農業推進計画の指標。

【今後の課題】

- ・ 化学肥料と化学合成農薬を使用しないことを基本とする有機農業は、ゼロカーボン北海道への寄与やSDGsの目標達成に貢献するものであることから、令和3（2021）年に策定されたみどり

の食料システム戦略において、2050年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%、100万haに拡大する意欲的な目標を掲げており、道としても、環境保全型農業を先導する有機農業の拡大に向け、有機農業技術のさらなる開発・普及や有機農産物の販路確保、消費者の理解醸成などの取組を進めていくことが必要です。（食品政策課）

(2) 遺伝子組換え作物の栽培による交雑及び混入の防止

(施策の目標)

遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入の防止により、遺伝子組換え作物の開発等の産業活動と一般作物の栽培である農業生産活動との調整を行い、道民の健康の保護と、本道における産業の振興を図ります。

【施策の実施状況】(食品政策課)

● 条例の周知と栽培計画の把握

- パンフレットや道のホームページへの掲載などを通じて、道民にGM条例や交雑混入防止措置基準の内容などを周知します。

・ GM条例の内容などを道のホームページに掲載するとともに、「食の安全・安心をめぐる情勢」を活用し、各種講習会等で道民に周知しました。

- 関係機関・団体と連携して、遺伝子組換え作物の開放系での栽培計画について、実態の把握に努めます。

・ 関係機関・団体等と連携して、道内における開放系での遺伝子組換え作物の栽培計画調査を実施しました。GM条例では、一般栽培の場合は許可制、試験研究機関が行う試験栽培の場合は届出制としていますが、令和4年(2022年)3月末まで、許可申請及び届出は行われていません。

- GM条例については、道民意識や社会経済情勢の変化などを踏まえながら、その施行状況等の検討を定期的に行います。

・ 令和元年度(2019年度)にGM条例の点検・検証を行い、条例の見直しは行わないこととなりました。なお、新たな育種技術として、ゲノム編集技術を利用して品種改良された農産物等について、同年GM部会で議論し、ゲノム編集で得られた農産物等のうち、カルタヘナ法の対象である「遺伝子組換え生物等」に該当する者はGM条例の対象となることと確認しました。

・ 令和4年度(2022年度)に遺伝子組換えのコショウランが鉢植で流通する見込みとなり、一般家庭などでも事前の説明会開催や許可申請等といった条例で定める手続きを経ずに栽培される可能性があることから、道では、GM条例について、規制する対象範囲を食用及び飼料用などにする改正を行い、改めて北海道の「食の安全・安心」を確保する「食」に根差した条例であることを明確にしました。

● 遵守事項の徹底と立入検査の実施

- GM条例に基づく栽培が実施される場合には、許可栽培者及び届出試験研究機関への立入検査を行い、適切な交雑混入防止措置の確保を図ります。

・ GM条例では、一般栽培の場合は許可制、試験研究機関が行う試験栽培の場合は届出制としていますが、令和4年(2022年)3月末まで、許可申請及び届出は行われていません。

【指標の達成状況】

指 標	年 度					目 標 値	目 標 比
	現状値	30	31・元	2	3		
13 開放系での遺伝子組換え作物の栽培計画調査回数	1回 (H29年度)	1回	1回	1回	1回	1回/年 (継続)	100% 達成

【今後の課題】

- ・令和元年度に実施したGM条例の点検検証時に、遺伝子組換え作物に対する道民の関心が依然として高いことを確認していることから、引き続き条例を適切に施行していく必要があります。
- ・令和4年度の条例改正にあたり、北海道食の安全・安心委員会から、引き続き、GM条例の一部改正について、道民に対しての丁寧な説明を行うこと、遺伝子組換え作物等に関して、対象の世代、職種、地域などにも配慮しながら、正確かつ適切な情報の提供及びリスクコミュニケーションに取り組むこと、遺伝子組換え作物等をめぐる情勢の変化等を踏まえ、条例や関係する規則などについて、随時、必要な対応を行うこととの意見があったので、引き続き、これらの課題に対応していく必要があります。

(3) 家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止

(施策の目標)

家畜伝染病の検査、監視を行って発生予防を図るとともに、家畜伝染病の万が一の発生に備えた防疫体制の整備、自衛防疫組織の育成・強化などまん延防止を継続的に推進します。

また、家畜伝染病予防法で規定する「飼養衛生管理基準」を遵守するための助言や指導、改善勧告・命令を行うなど、生産段階での衛生管理対策を強化します。

【施策の実施状況】

● 家畜防疫体制の整備

- 各種家畜伝染病の発生予防とまん延防止を図るため、家畜伝染病予防法に基づき、牛、馬、鶏、豚及び蜜蜂の検査を行うとともに、輸移入家畜の着地検査や原因不明疾病の病性鑑定等を実施し、海外悪性伝染病等の侵入に備えた家畜防疫体制を整備します。

- ・ 家畜伝染病予防法に基づき牛、豚、馬、鶏及び蜜蜂等の検査を実施しました。特に、牛のヨーネ病については、家畜伝染病予防法に基づく定期検査により感染牛の早期発見・早期摘発に努めるとともに、発生農場の同居牛検査やハイリスク牛の自主的とう汰の促進等に取り組み、家畜伝染病の早期発見・早期摘発によるまん延防止に取り組みました。
- ・ 輸移入家畜の着地検査や、原因不明疾病の病性鑑定等を実施し、各種伝染病の発生予防とまん延防止に努め、各種伝染病の発生予防とまん延防止に取り組みました。(畜産振興課)

● 感染症の発生動向の把握

- 動物由来感染症の発生動向を把握するため、鳥インフルエンザのモニタリングや家畜の伝染病に関する情報を収集し、早期発見とまん延防止を図ります。

- ・ 「特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、CSF、ASF、鳥インフルエンザ等のモニタリングを行うとともに、家畜の伝染病に関する情報を収集し、関係者へ周知し注意喚起を図り、早期発見とまん延防止に努め、関係者への注意喚起及び家畜伝染病の早期発見とまん延防止に取り組みました。(畜産振興課)

● BSEの牛への感染防止と感染実態の把握

- 牛由来の肉骨粉が飼料に混入しないよう、飼料販売業者・牛飼養農家に対する立入検査を実施し、適正な取扱いについて指導を徹底します。

- ・ 肉骨粉等の動物性たんぱく質の牛への誤用・流用を防止するため、農場で使用されている流通飼料を検査するなど、飼料販売業者・牛飼養農家に対する立入検査を実施しました。(畜産振興課)

- 飼料規制などのBSE対策の有効性を確認し、「無視できるBSEリスク」の国として認定されたステータスを維持するため、法令に基づき死亡牛等のBSE検査を実施します。

- ・ と畜場に搬入された24か月齢以上の牛（と畜検査員が必要と認めた場合に限る。）に対するBSE検査の実施体制を維持しました。なお、令和3(2021)年度は検査を行った牛は、いませんでした。(食品衛生課)

- BSE対策に関する道の取組やその有効性、BSEに関する正しい知識など、消費者等へ積極的に情報発信を行います。

- ・ 道ホームページのBSEに関する情報を更新するなどして、情報を充実しました。(畜産振興課)

● 生産段階での衛生管理強化の指導

- 生産現場における衛生管理を徹底するため、家畜伝染病予防法で規定する「飼養衛生管理基準」の遵守について、飼養農場への指導を行います。

- ・ 家畜伝染病予防法で規定する「飼養衛生管理基準」の遵守について、家畜の飼養農場への指導を行いました。(畜産振興課)

【指標の達成状況】

年度 指標	現状値	年度				目標値	目標比
		30	31・元	2	3		
14 鳥インフルエンザの検査羽数(サーベイランスの実施)	4,120検体 (H29年度)	4,120検体	3,980検体	4,010検体	3,740検体	4,110検体/年	91% 概ね達成
15 監視伝染病に関する防疫演習の実施	14か所 (H29年度)	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所/年 (継続)	100% 達成

【今後の課題】

安全・安心な畜産物を提供するためには、健康な家畜の生産が前提であり、適正な飼料給与の撤廃や家畜伝染病の検査・監視の適切な実施、モニタリングや家畜伝染病に関する情報収集などによる発生予防、家畜伝染病を早期に発見する体制の整備や、まん延防止に努めるとともに、飼養農家への衛生管理の重要性の指導や啓発を行い、飼養農家が飼養衛生管理基準を確実に実行するよう、引き続き取り組むことが必要です。(畜産振興課、食品衛生課)

3 水産物の安全及び安心の確保

第19条 道は、生鮮水産物の鮮度の保持に必要な技術開発の推進及びその成果の普及、生産者等の取組に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、貝毒等による食中毒の防止に必要な検査、生産者等が行う自主的な貝毒等の検査の実施に対する指導及びその検査体制の整備に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 生鮮水産物の鮮度の保持

(施策の目標)

消費者が求める良質で鮮度の良い水産物を生産・提供するため、鮮度保持に必要な技術開発及びその成果の普及、生産者及び生産者団体の取組に対する支援等を実施します。

【施策の実施状況】

● 鮮度保持技術の普及・定着

- 道産水産物に有効と考えられる鮮度保持技術を取りまとめた「鮮度保持マニュアル」や水産試験場で新たに研究開発された鮮度保持に係る技術などを生産者に情報提供し、産地段階での自主的な鮮度保持への取組の促進を図ります。

・ 鮮度保持技術を取りまとめた「鮮度保持マニュアル」を道のホームページに掲載し、鮮度保持技術を普及しました。(水産経営課)

● 鮮度保持に向けた取組

- 道産水産物の鮮度保持などの高度化を目的とした技術の開発、施設整備などについて、地域等と連携して取り組みます。

・ 北海道立総合研究機構などの研究機関において鮮度保持技術の開発研究を行い、開発技術をもとにマニュアルの整備やブランド化などの取組が行われました。(水産経営課)
・ 衛生管理対策のため、国の補助事業を活用し、屋根付き岸壁を整備しました。(漁港漁村課)

- 鮮度保持に優れた水産物について、消費者に対し積極的なPRを行う生産者団体等の取組を支援します。

・ 水産物魚食普及推進事業等により、生産者団体等が行うPR等の取組を支援し、水産物の知名度向上や消費拡大に寄与しました。(水産経営課)

【指標の達成状況】

指 標	年 度					目 標 値	目 標 比
	現状値	30	31・元	2	3		
16 屋根付き岸壁を有する漁港数(1種、2種漁港)	10港 (H29年度)	10港	10港	11港	12港	13港	92% 概ね達成

【今後の課題】

消費者が求める良質で鮮度の良い水産物を生産・提供するため、引き続き、生鮮水産物の鮮度保持の取組を進めていくことが必要です。(水産経営課)

(2) 貝類の安全確保

(施策の目標)

消費者が求める良質で鮮度の良い水産物を生産・提供するため、鮮度保持に必要な技術開発及びその成果の普及、生産者及び生産者団体の取組に対する支援等を実施します。
また、貝毒による食中毒の防止を図るため、生産段階では、貝毒の検査(行政検査)を実施するとともに、生産者及び生産者団体が自主的に実施している検査(自主検査)に対する指導を行い、また、加工段階では、処理加工場に対して適切な加工処理の指導を行います。

【施策の実施状況】

● 貝毒検査の実施

- ホタテガイ等の貝毒について、生産者による自主検査を行うとともに、道による検査(行政検査)を定期的実施します。

・ 二枚貝の食品としての安全性を確保するため定期的に貝毒検査を実施し、規制値を超過した二枚貝の出荷を停止しました。(水産経営課)

● 出荷体制に対する指導の徹底

- 貝毒発生期においてもホタテガイの出荷が認められる認定工場及び指定工場に対して、有害部分の適切な除去などの加工処理について巡回指導などを行い、製品の安全流通の確保を図ります。

・ 貝毒発生期中腸腺など毒蓄積部位を適切に除去することにより、ホタテガイの出荷が認められた認定工場に対する巡回指導を実施し、貝毒発生期のホタテガイ製品の安全流通を確保しました。(水産経営課)

● 貝毒プランクトン調査の実施

- 全道海域で貝毒プランクトンの発生状況についてモニタリング調査を行い、貝毒発生の予測に役立てます。

- ・ 二枚貝の食品としての安全性を確保するため、定期的に貝毒検査を実施したほか、安全及び安定的な生産を確保するため、二枚貝の毒化の原因となるプランクトンの発生状況を監視し、生産者等に情報提供するとともに、貝毒の発生を予測することで、二枚貝の安全流通に努めました。(水産経営課)

【指標の達成状況】

指 標	年 度					目 標 値	目 標 比
	現 状 値	30	31・元	2	3		
17 貝毒検査の実施海域数	全道19海域 (H29年度)	全道19海域	全道20海域	全道20海域	全道20海域	全道19海域/年 (継続)	105% 達成

【今後の課題】

二枚貝の貝毒に係る安全確保のためには、その原因となるプランクトンの発生状況を定期的に把握することや、貝毒の有無についての定期的な検査、また貝毒発生期において適正な処理加工を行うことが必要です。(水産経営課)

4 生産資材の適正な使用等

第20条 道は、農産物等に係る農薬の適正な使用等を図るため、生産者等に対する指導、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、動物用の医薬品の適正な使用等を図るため、生産者等に対する指導、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、飼料及び飼料添加物の適正な使用並びに飼料の自給度の向上を図るため、飼料及び飼料添加物の検査、技術開発の推進及びその成果の普及、生産者等に対する指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 農薬の適正な使用等

(施策の目標)

農薬取締法等関係法令に基づき、農薬使用者や販売者等に対し、農薬の適正な流通・使用などの指導を実施します。

【施策の実施状況】(技術普及課)

● 農薬の適正使用の推進

- 農薬の安全性の確保に関する研修を行い、一定の知識を習得した者を北海道農薬指導士に認定することにより、農薬使用者等の資質の向上を図るとともに、農業者に対する農薬の適正使用や飛散防止等を指導し、農薬の安全使用を推進します。

- ・ 北海道農薬指導士認定研修会を開催し、農薬指導士の認定に取り組み、認定者数は令和3(2021)年度で2,242名となりました。
- ・ 毎年度、農薬指導士を擁する北海道農薬安全使用推進協議会の構成団体が、農業者の研修会や啓発等を実施しており、農薬の適正かつ安全な使用に向けた農業者の指導や助言等の取組が着実に実施されています。

- 農薬販売業者等の立入調査等を実施し、農薬の適正な流通及び使用を確保します。

- ・ 令和元(2019)～2(2020)年度に検査実施件数が目標を大きく下回ったことから、令和3(2021)年度から、各総合振興局・振興局において検査実施件数の目標を設定したものの、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響が長引いたため、計画どおりの検査が行えず、目標値の達成状況は6割でした。

● マイナー作物の安定供給に必要な農薬登録の推進

- 関係機関・団体などと連携し、マイナー作物について、必要な農薬の登録を推進します。

- ・ 毎年度、マイナー作物農薬登録の要望調査などを通じ、マイナー作物に必要な農薬の登録を推進するとともに、マイナー作物に係る農薬の登録に向けた試験を計画的に実施しました。

【指標の達成状況】

指 標	年 度					目 標 値	目 標 比
	現状値	30	31・元	2	3		
18 農薬販売業者等の立入検査件数	123件 (H29年度)	100件	69件	67件	85件	140件/年	61% 計画的に実施

【今後の課題】

農薬使用者は、農薬取締法に基づき、農薬使用基準を遵守するとともに、残留農薬等のポジティブリスト制度に対応した農薬の適正かつ安全な使用が求められており、農薬使用者や販売業者等への指導等を行っていく必要があります。

また、適用のある農薬が少ないマイナー作物や新たな作物については、安定供給を図るため農薬登録を拡大することが必要です。(技術普及課)

(2) 動物用医薬品の適正な使用等

(施策の目標)

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「獣医師法」、「獣医療法」に基づき、動物用医薬品の適正な販売、使用が行われるよう、動物用医薬品販売業者や獣医師に対する監視指導を行うとともに、生産者には動物用医薬品の使用状況を記録し保管するなど適正使用の指導を実施します。

【施策の実施状況】(畜産振興課)

● 動物用医薬品の適正販売の推進

- 動物用医薬品販売業者に対し、動物用医薬品の保管や販売状況を監視し、違法事例の取締りを行うとともに、全店舗を対象とした立入検査を計画的に行うなど、動物用医薬品の適切な取扱いについて指導します。

- ・ 動物用医薬品販売業者に対し、立入検査を実施し、動物用医薬品の保管や販売状況を監視し、違法事例の取締りを行いました。
- ・ 動物用医薬品を扱う全店舗を対象とした立入検査を計画的に実施し、新型コロナウイルス感染症感染拡大や家畜防疫業務の増加等の影響で必要最低限の検査をしました。

● 動物用医薬品の適正使用の推進

- 動物用医薬品の適正使用に関する研修会・講習会の開催などにより、生産者に対して動物用医薬品の適正な使用・保管を指導するとともに、農場巡回により、生産農場における使用状況について監視指導を行います。

- ・ 動物用医薬品の適正使用に関する講習会を開催し、講習会参加者に動物用医薬品の適正使用を指導しました。
- ・ 畜産関係団体と連携し、生産農場の生産者に動物用医薬品の適正な使用を指導しました。

- 診療施設の立入検査を計画的に実施し、獣医師に対して動物用医薬品の適正な管理と生産者への使用指示状況を監視指導します。

- ・ 飼育動物診療施設の立入検査を計画的に実施し、獣医師に対して動物用医薬品の適正な管理と生産者への使用指示状況について、監視指導を行いました。

【指標の達成状況】

指 標	年 度					目 標 値	目 標 比
	現 状 値	30	31・元	2	3		
19 動物用医薬品販売 店舗立入検査件数	173件 (H29年度)	154件	135件	142件	未	150件/年	96% 概ね達成
20 飼育動物診療施 設立入検査件数	88件 (H29年度)	76件	78件	81件	未	90件/年	83% 概ね達成

【今後の課題】

安全・安心な畜産物等を消費者に提供するため、引き続き、動物用医薬品販売業者や獣医師に対する監視指導や生産者への適正な使用の指導により、動物用医薬品の販売から使用までの各段階における安全対策を進める必要があります。(畜産振興課)

(3) 飼料及び飼料添加物の適正使用と良質な飼料の確保

(施策の目標)

飼料の安全性を確保するため、飼料の製造・販売業者や生産者に対する検査・指導を行い、BSEの発生防止などに係る飼料規制の実効性を確保するとともに、良質な自給飼料の効率的な生産を図るための取組を推進し、自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成を図ります。

【施策の実施状況】

● 飼料の安全性の確保

- 飼料製造業者、販売業者等への立入検査を実施し、飼料の製造・流通段階での安全性の確保を推進します。

・ 飼料業者や畜産農家への立入検査を実施し、畜産物の安全性に影響を及ぼすような事案がないことを確認しました。(畜産振興課)

- 牛用飼料への肉骨粉混入監視調査や有害物質検査等を実施し、飼料規制の実効性を確保します。

・ 飼料業者や畜産農家への飼料立入検査とあわせて牛用飼料への肉骨粉混入監視調査や有害物質検査等を実施し、不適切な利用や管理がされているような事案がないことを確認しました。(畜産振興課)

● 自給飼料の増産

- 飼料作物の栽培技術の高度化を推進するとともに、関係機関・団体と連携して全道的な飼料自給率向上に関する情報の共有と取組方法の検討、サイレージ用とうもろこしの作付拡大の推進など、自給飼料の増産に向けた取組を推進します。

・ 北海道自給飼料改善協議会による自給飼料生産優良事例発表会や自給飼料増産などに向けたセミナー、振興局・農業改良普及センターと連携した現地研修会を開催し、生産者等へ優良事例や新たな技術の情報提供を実施しました。ICTを活用した雑草検出・ピンポイント除草等の技術実証を行い、自給飼料の栽培技術の高度化を図りました。(畜産振興課)

・ 道と道内関係機関で構成する北海道自給率向上戦略会議等での情報共有により、飼料自給率向上の取組に関しての検討を実施しました。関係機関の情報を共有することで、飼料自給率向上に関する情報提供を実施しました。(国補助や植生改善情報等)(畜産振興課)

・ 国事業を活用し、飼料作物作付や施設・機械整備を支援しました。また、優良品種の推進や飼料需要を取りまとめ、マッチング活動を実施しました。

・ サイレージ用とうもろこしの作付面積は拡大しています。(畜産振興課)

【道内作付面積】R元(2019)年=56.3ha、R2(2020)年=57.4ha、R3(2021)年=58.0ha

- 公共牧場や飼料生産支援組織(コントラクター、TMRセンター)の育成、支援を推進し、畜産経営を支援するシステムの充実を図ります。

- ・ 畜産クラスター事業等を活用して施設や機械の整備を支援することで、コントラクターやTMRセンターの設立支援を行うとともに、公共牧場整備事業（公共）を活用して、公共牧場の整備を支援しました。コントラクターやTMRセンターなどの畜産経営を支援するシステムの活動規模は拡大しています。（畜産振興課）

【コントラクター飼料収穫面積】 R元(2019)年=186千ha、R2(2020)年=194千ha

【TMRセンター利用頭数】 R元(2019)年=115千頭、R2(2020)年=124千頭

【公共牧場整備事業実績】 R元(2019)年=1,054ha、R2(2020)年=1,447ha、R3(2021)年=1,390ha

● 飼料生産基盤の整備

- 飼料作物の生産性向上を図るため、起伏修正、排水改良など飼料生産基盤の計画的な整備を進めるとともに、植生調査や研修会の開催など、草地の植生改善に向けた取組を推進します。

- ・ 国に対して必要な予算を要望し、起伏修正や排水改良などの飼料生産基盤の整備を、計画的に実施してきました。草地畜産基盤整備事業により、飼料生産基盤の整備を年間6,000～7,000ha実施しました。（農地整備課）

- ・ 植生改善の取組事例を調査し、各地域の生産者へ情報提供しました。また、各地域の実情にあわせて農業改良普及センター等が、関係機関と連携して植生改善のための支援を実施しました。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で取組中止もありましたが、地域では継続した植生改善の取組が実施されています。（畜産振興課）

【指標の達成状況】

指 標	年 度					目 標 値	目 標 比
	現状値	30	31・元	2	3		
21 飼料製造・販売業者等への立入検査件数	161件 (H29年度)	231件	155件	151件	130件	150件/年	87% 概ね達成
22 飼料自給率	55% (H28年度)	52%	52%	未	未	63%	81% 概ね達成

【今後の課題】

飼料安全法を遵守し、飼料の安全性を確保するためには、引き続き、国等と連携しながら、飼料の製造、輸入、販売、使用の各段階における検査及び指導を実施することが必要です。

特に、BSEの感染防止を図るためには、肉骨粉等の牛への誤用・流用防止を徹底することが重要で、流通飼料の検査が必要です。

引き続き、道内の恵まれた草地資源などから生産される良質な自給飼料の利用を基本とした畜産物等の生産を推進することが必要です。（畜産振興課）

5 生産に係る環境の保全

第21条 道は、農用地の土壌の汚染を防止するため、生産資材の適正な使用に係る指導、有害物質の低減化のための技術開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、水域環境の保全を図るため、水質等の監視、家畜排せつ物の適正な管理の促進、森林の整備、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、硝酸性窒素等による地下水の汚染の防止に関し、地下水の検査及び監視、技術開発の推進及びその成果の普及、市町村に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 農用地の土壌汚染の防止

(施策の目標)

有機性廃棄物の堆肥などへのリサイクル利用に当たり、特殊肥料の安全性を確保するとともに、有機質資材の適正使用の指導等を推進します。

【施策の実施状況】

● 肥料の適正使用の推進

- 肥料取締法に基づき特殊肥料生産業者が知事への届出をする際、堆肥などについて、有害物質（ひ素、カドミウム、水銀）の分析結果を提出するよう指導し、特殊肥料の安全性の確保に努めます。

・ 知事への届出に際し、有害物質の分析結果を添付するよう指導・徹底しました。(技術普及課)

- 肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用のため、肥料の生産業者などに対し、立入検査を実施します。

・ 肥料の生産業者に対し、立入検査及び指導を実施しました。(技術普及課)

- 長期間にわたる使用により、重金属等が土壌中に蓄積するおそれのある有機質資材について、国の「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」に基づき、適正な使用を指導します。

・ 再生有機質資材を肥料又は土壌改良資材として農用地に適切な使用を図り、作物の生育への影響を防止するため、土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準に関して肥料の関係部局と連携を密にしました。(循環型社会推進課)

- 下水汚泥については、汚泥中に含まれる重金属の土壌への蓄積に十分注意する必要があることから、施用した土壌のモニタリングを行います。

・ モニタリング調査を実施しました。(都市環境課)

- 有機質資材が適切に利用され、土づくりに役立てられるよう、「北海道における有機質資材の利用ガイド」に基づき、堆肥化のポイントや環境への影響、適切な利用について指導します。

- ・ 堆肥等の有機物の施用などによる土づくりを基本とするクリーン農業の普及や、良質な堆肥の生産と適切な施肥を評価するGAPの実践指導などを通じて、有機質資材の適切な利用を推進しました。(食品政策課)

【指標の達成状況】

指 標	年 度					目 標 値	目 標 比
	現状値	30	31・元	2	3		
23 特殊肥料生産業者等の立入検査件数	34件 (H29年度)	29件	27件	31件	26件	30件/年	87% <small>計画的に実施</small>

【今後の課題】

- ・ 肥料の品質の確保の為に必要な指導であり、継続して取り組む必要があります。(技術普及課)
- ・ 本道農業が、我が国最大の食料供給地域として食料自給率の向上に寄与し、国民の食を支える役割を果たしつつ、持続的に発展していけるよう、引き続きクリーン農業・有機農業の取組を広めていく必要があります。(食品政策課)

(2) 水域環境の保全

(施策の目標)

公共用水域の水質を常時監視するとともに、工場・事業場に対する監視指導、家畜排せつ物の適正な管理の促進のほか、森林の整備や保全、環境に配慮した生産基盤の整備等水域の環境保全対策を推進します。

【施策の実施状況】

● 公共用水域の常時監視、汚濁発生源対策

- 水質汚濁防止法に基づき、環境基準の類型指定水域や水質監視の必要性の高い水域を対象に公共用水域の常時監視を実施し、「公共用水域の水質測定結果」として公表するとともに、工場・事業場に対し、立入検査の実施等により監視指導を行います。

- ・ 水質汚濁防止法に基づき、環境基準の類型指定水域や水質監視の必要性が高い水域を対象に、常時監視を実施し、「公共用水域の水質測定結果」として公表しました。(循環型社会推進課)
- ・ 環境基準の達成や良好な水質の維持のため、水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場に対し立入検査等を実施し、排水基準を守っていない事業者に対して、必要な指導を行いました。(循環型社会推進課)

- 家畜排せつ物法の遵守状況を巡回調査等により監視指導し、家畜排せつ物の適正管理の徹底と利活用の推進を図ります。

- ・ 「家畜排せつ物管理適正化指導チーム」により畜産経営における家畜排せつ物の管理について巡回調査・指導を行い、家畜排せつ物の適正管理の徹底と利活用を促進しました。(畜産振興課)

● 水域の環境保全対策

- 水源のかん養や水質の浄化など森林の持つ多面的機能を確保するため、植林や間伐など森林の整備や保全を進めます。

- ・ 国の森林環境保全整備事業等を活用し、市町村や森林組合等が行う森林整備に対し支援しました。市町村、森林組合等による森林整備が着実に進みました。(森林整備課)

- 水系へ環境負荷を与える傾斜農地の土壌流亡を防ぐためのほ場等の整備や生態系に配慮した排水路などの整備を進めます。

- ・ 水系へ環境負荷を与える傾斜農地の土壌流亡を防ぐためのほ場等の整備や生態系に配慮した排水路などの整備を実施しました。(農地整備課)

- 水産動植物の繁殖や水質の浄化など、藻場・干潟の持つ公益的な機能の維持や回復に向け、保全活動を行う組織を支援します。

- ・ 漁業者等が行う藻場・干潟の保全活動に対して支援を行い、藻場・干潟の保全が図られました。(水産経営課)

【指標の達成状況】

指 標	年 度					目 標 値	目 標 比
	現状値	30	31・元	2	3		
24 公共用水域の環境基準達成率	92.0% (H29年度)	91.2%	91.2%	90.8%	未	100%	90.8% 概ね達成

【今後の課題】

- ・ 引き続き法令に基づく監視を実施し、結果を公表する必要があります。(循環型社会推進課)
- ・ 家畜排せつ物の適正管理を徹底するため、引き続き巡回調査を継続する必要があります。(畜産振興課)
- ・ 森林の持つ多面的機能を維持・確保するため、計画的な森林整備を支援する必要があります。(森林整備課)
- ・ 引き続き藻場・干潟の機能の維持、回復を図る必要があります。(水産経営課支援)

(3) 地下水の汚染の防止

(施策の目標)

地下水の常時監視を実施し、硝酸性窒素等による汚染範囲等を把握するとともに、汚染を防止・軽減するため、適正施肥の普及、家畜排せつ物の適正管理などの必要な対策を進めます。

【施策の実施状況】

● 地下水の常時監視の実施

- 水質汚濁防止法に基づき、地下水の常時監視を実施し、「地下水の水質測定結果」として公表するとともに、地下水汚染の早期発見、汚染範囲や経年変化等の把握を行います。

・ 地下水の汚染を早期に発見するとともに、汚染範囲や経年変化等を把握するため、水質汚濁防止法に基づき、地下水の常時監視を実施し、「地下水の水質測定結果」として公表しました。(循環型社会推進課)

- 地下水の常時監視において、飲用井戸の汚染が確認された場合は、飲用利用者に対し、関係市町村の協力を得ながら、水道水への切り替えや汚染された井戸水を乳児に与えないことなどの飲用指導を実施します。

・ 飲用指導を実施しました。(環境政策課)

● 肥料減量化技術の確立・普及と家畜排せつ物の適正管理

- 「硝酸性窒素汚染防止のための施肥管理の手引」により、適正な施肥を普及・指導します。

・ 農業者がクリーン農業を円滑に導入できるよう「北海道施肥ガイド2020」を策定するとともに、北海道クリーン農業推進協議会と連携した北海道クリーン農業セミナーや農業改良普及センターによる実証ほの設置及び技術検討会を開催しました。(食品政策課)

・ 道内でクリーン農業に取り組み始めたH3(1991)年度に比べ、単位面積当たりの主要肥料・農薬の出荷量が減少(主要肥料▲42.3%、農薬▲48.7%)しました。(食品政策課)

- 家畜排せつ物法の遵守状況を巡回調査等により監視指導し、家畜排せつ物の適正管理の徹底と利活用の推進を図ります。

・ 「家畜排せつ物管理適正化指導チーム」により畜産経営における家畜排せつ物の管理について巡回調査・指導を行い、家畜排せつ物の適正管理の徹底と利活用を促進しました。(畜産振興課)

【指標の達成状況】

指 標	年 度					目 標 値	目 標 比
	現状値	30	31・元	2	3		
25 地下水の環境基準達成率	64.0% (H29年度)	65.4%	63.9%	66.0%	未	100%	66% 進捗に遅れ

【今後の課題】

- ・ 家畜排せつ物の適正管理を徹底するため、引き続き巡回調査を継続する必要があります。（畜産振興課）
- ・ 国は、令和3（2021）年に食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するみどりの食料システム戦略を策定し、2050年までに持続可能な食料システムの構築を目指して環境負荷軽減の取組を推進しており、道としても国の戦略を踏まえ、本道農業が持続的に発展し、我が国最大の食料供給地域として食料自給率の向上に寄与し、国民の食を支える役割を果たしているよう、引き続き、クリーン農業の取組を広めていく必要があります。（食品政策課）